

## 平塚市中央図書館改修事業に係る公募型プロポーザル審査要領

### 1 審査の概要

#### (1) 審査要領の位置付け

この平塚市中央図書館改修事業に係る公募型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）は、平塚市中央図書館改修事業（以下「本事業」という。）における優先交渉権者を選定するための審査方法等について定めることを目的としており、平塚市中央図書館改修事業に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び平塚市中央図書館改修事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）等と一体のものとして扱う。また、審査の評価項目や評価の視点、配点等については、「平塚市中央図書館改修事業に係る公募型プロポーザル技術提案評価基準書（以下「提案評価基準書」という。）」のとおりとする。

#### (2) 審査の考え方

発注者は、提案参加者に対して、本事業と同種又は類似の業務実績を評価するとともに、本事業への高い取組意欲を持っていること、実施要領や要求水準書等の基準を達成できていることを求める。

また、本事業の目的を十分に理解したうえで、合理的な耐震補強方法の提案や、利用者の利便性・安全性に配慮し、職員が効率的な業務を行える図書館機能の提案があるかどうかも審査をする重要な視点としている。更に、提案等に対する明快な説明能力、事業を行う品質管理体制及び役割・責任が明確となっている点も審査において考慮したいと考える。

#### (3) 平塚市中央図書館改修事業に係る公募型プロポーザル審査委員会の設置

発注者は、審査に関して、「平塚市中央図書館改修事業に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会の各委員は、「平塚市中央図書館改修事業に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱（以下「審査委員会設置要綱」という。）」の定めるところによる。

#### (4) 審査全体の流れ

審査は、実績評価、技術提案評価、プレゼンテーション評価、提案価格評価の4項目で実施する。審査の結果、この4項目の評価点の合計により順位を決定する。合計の満点は100点とする。

##### ア 一次審査（令和6年11月中旬予定）

###### (ア) 事前審査（実績評価・配点10点）

発注者は、提案参加者の実績及び参加資格要件を確認するため、プロポーザル提案参加表明書等を提案評価基準書に基づき審査する。審査の結果、二次審査対象者を選定し、結果を通知する。なお、提案参加者が多数の場合は、事前審査点の上位5者程度を選定する。

##### イ 二次審査（令和7年2月中旬予定）

###### (ア) 技術審査（技術提案評価・配点55点）

本業務に対する提案参加者の提案内容を評価するため、技術審査に係る提案書（以下「技術提案書」という。）等を提案評価基準書に基づき、審査委員会の各委員が審

査する。

(イ) プレゼンテーション審査（プレゼンテーション評価・配点15点）

本事業における担当者の業務理解度や取組意欲等を評価するため、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を提案評価基準書に基づき、審査委員会が審査する。

(ウ) 提案価格審査（提案価格評価・配点20点）

提案価格を評価するため、提案参加者より提出された提案価格見積書に記載された金額（提案価格）を提案評価基準書に基づき、発注者が審査し、審査委員会に報告する。

## 2 技術提案書、提案時見積書及びVE提案書の確認

提案参加者は、期限までに、発注者に技術提案書等を提出すること。提出書類及び提出方法については、平塚市中央図書館改修事業に係る公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）による。提出された技術審査に係る提案書（以下「技術提案書」という。）技術提案書等について、以下の要領で確認を行う。

(1) 技術提案書等の内容確認

提案参加者から提出された技術提案書及び提案時見積書等の内容を確認し、書類の不備や、実施要領及び要求水準書等から逸脱した内容が確認された場合には、当該提案参加者を失格とする。なお、技術提案書等に疑義がある場合には、提案参加者に対して、技術対話を通じて内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

(2) VE提案の採否検討

VE提案について、直ちに採否の判断が困難な項目や、提案の一部を改善することで優れた提案になると認められる項目等は、採否の判断を保留し、技術対話において、提案参加者へ内容確認を行う。

## 3 改善された技術提案書及び提案時見積書の確認・評価

提案参加者は、技術対話を踏まえて、発注者と合意した内容のみ、期限までに技術提案書及び提案時見積書等の内容を改善し、再提出を行うことができる。提出書類及び提出方法については募集要項による。再提出された技術提案書及び提案時見積書等について、内容を確認し、以下の要領で評価を行う。

(1) 技術提案書の評価

技術提案評価項目については、提案評価基準書に示す評価項目及び主な評価の視点に基づき、審査委員が改善された技術提案書の内容について、得点を付与する。審査委員が付与した合計点を技術評価点とする。

(2) 提案時見積書の評価

提案参加者から提案された価格について、提案評価基準書に示す評価項目及び主な評価の視点に基づき、得点を付与する。

なお、改善された提案時見積書による提案価格が、実施要領1（7）「事業費用」に記載するア上限額を上回った場合は、失格とする。

## 4 優先交渉権者の選定

(1) 一次審査の結果に技術審査とプレゼンテーション審査、提案価格審査の結果を加えた審査

委員会の各委員の合計評価点を算定する。

(2) 審査委員会は、各委員の評価点の合計により提案参加者の順位を決定する。

(3) 順位が1位の提案参加者を優先交渉権者、2位以下の提案参加者を交渉権者とする。ただし、評価の内容により本業務の実施が困難であると審査委員会が決定した提案参加者については、非交渉権者とする。

(4) 順位が同じ提案参加者が2者以上の場合は、提案価格審査の評価点が高い者を上位とし、提案価格審査の評価点も同じ場合は、技術審査の評価点が高い者を上位として決定する。

## 5 提案内容の位置づけ

原則として、優先交渉権者が提案した技術提案内容は、契約上、要求水準書と同等の位置づけとする。ただし、提案のうち、本事業の実施に当たり支障が生じることが懸念される内容がある場合は、優先交渉権者の合意のもと、発注者は当該技術提案内容の一部を契約上、要求水準書と同等の位置づけとしない場合がある。また、審査委員会において、優先交渉権者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、審査委員会が提示した意見を踏まえて、技術提案内容を改善することが不可欠であると発注者が判断し、優先交渉権者との間で合意した場合には、改善した技術提案内容を要求水準とする。

## 6 審査委員会の委員に対する接触の禁止

審査委員会の委員及び発注者職員及び関係課職員に対して、本件審査に関わる内容を聴取する目的での接触を禁じる。接触の事実が認められた場合は、失格となることがある。

## 7 審査委員会の運営

この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

以 上